

1 地域協議会の設置・運営について

「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成 29 年 1 月 24 日付雇児発 0124 第 1 号、社援発 0124 第 1 号、老発 0124 第 1 号雇用均等局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）により、地域協議会の設置・運営について示された。

（主な内容）

（ 1 ）地域協議会の位置づけ

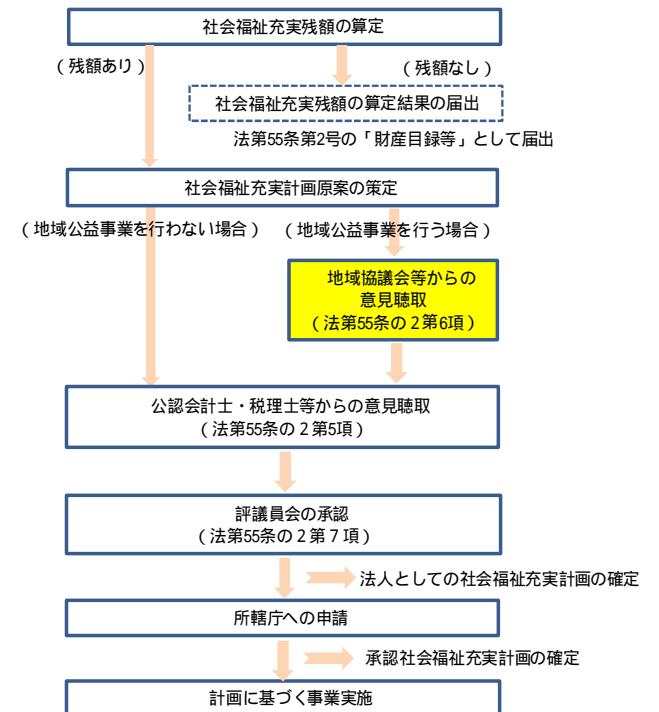
社会福祉法人において、（社会福祉充実計画策定に係る）中立公正かつ円滑な意見聴取が行えるようにするとともに、併せて 地域における関係者のネットワークを強化し、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化を図るために設置する。

（ 2 ）所轄庁の役割（地域協議会の実施責任（法第 55 条の 2 第 8 項））

- ・ 地域協議会の実施責任は、原則として所轄庁が有する
- ・ 運営主体は、所轄庁が地域の事情に応じて決定する
- ・ 所轄庁は、地域協議会の実施・運営を支援するとともに、必要な調整を行う
- ・ 効率的に開催する観点から、可能な限り既存の会議体を活用する

また、「所轄庁は、社会福祉充実計画が、申請時点での法人の社会福祉充実残額の使途に関する事業計画を明らかにする趣旨であることにかんがみ、法人に対して特定の事業の実施を指導するなど、法人の自主性を阻害するようなことがあってはならない」、「地域協議会における討議の内容は、社会福祉法人が自ら地域公益事業を行う上で、斟酌すべき参考意見ではあるが、他方、法人の経営の自主性は最大限尊重されるべきであることに留意が必要である。」等、法人の自主性に十分に配慮するよう求めている。


< 参考：社会福祉充実計画の策定の流れ >



2 運営主体について

東京都社会福祉協議会（以下、「東社協」という）は、社会福祉法において、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体として位置付けられおり（法第 110 条）これまでの地域における福祉ネットワークの構築や地域福祉活動の促進に係る取組に加え、平成 28 年 9 月、地域の公益的な取組（法第 24 条の 2）と地域公益事業（法第 55 条の 2）を併せて地域公益活動とし、社会福祉法人の使命に基づき、地域の福祉課題の解決に向けたこうした活動の推進を目的とする地域公益活動推進協議会（以下、「推進協」という）を発足した。

地域協議会の位置づけ	東社協
中立公正かつ円滑な意見聴取を行う	<ul style="list-style-type: none">・ 法人と対等的な立場にあり、各法人がもつ強みや特徴を理解した上で、専門性と組織力を活かすことができる。・ 推進協を設立し、区市町村ごとの地域ネットワーク化を推進しており、地域ネットワークとの連携により地域ニーズの把握や、都内各法人が実施する地域公益活動例の蓄積による効果的な検討が可能である。
地域福祉の推進体制の強化を図る <ul style="list-style-type: none">・ 地域における関係者のネットワーク強化・ 関係者間での地域課題の共有・ 各種事業の役割分担の整理 など	<ul style="list-style-type: none">・ 推進協において、各法人の地域公益活動の推進、地域ネットワークづくり、地域ニーズを踏まえた課題解決の取組の推進、情報の収集・発信等、地域協議会に求められている役割を行っている。・ 民生・児童委員連合会、ボランティアセンター、業種別部会、区市町村社協部会等の地域福祉推進に係る関係者で構成されており、各関係者間の連携や協働を促進できる。



都における地域協議会については、東社協において開催するなど、都は東社協と調整を図っているところである。

東京都における社会福祉法人の連携による地域公益活動(イメージ)

東京都地域公益活動推進協議会

構成

社会福祉法人協議会
 東京都社会福祉協議会
 東京都社会福祉協議会
 東京都社会福祉協議会
 東京都社会福祉協議会

社会福祉協議会
 社会福祉協議会
 社会福祉協議会
 社会福祉協議会

社会福祉協議会
 社会福祉協議会
 社会福祉協議会

上記の団体が中心として、協議会の運営に参画して活動を進め、更に地域公益活動に参画し、市民生活の向上を図ることを目的とする。

A区地域公益活動ネットワーク
 B区社会福祉法人ネットワーク
 C市社会福祉法人ネットワーク

推進協議会費

社会福祉法人の連携による地域公益活動

3つの層による取組み

社会福祉法人
 の協働による取組み



社会福祉法人の協働による取組み
 社会福祉協議会による取組み

制度の狭間の課題・複合的課題

情報発信(見える化)

福祉法人
 (協議会等含む)

福祉法人

- 社会福祉法人が連携して取り組む地域公益活動の推進
- 社会福祉法人の地域公益活動の推進
- 区民福祉の向上に資する社会福祉法人の連携による取組みの推進
- 社会福祉協議会と連携して取り組む地域公益活動の推進
- 社会福祉協議会と連携して取り組む地域公益活動の推進

社会福祉協議会による取組み

社会福祉協議会による取組み

社会福祉協議会による取組み

社会福祉協議会による取組み